

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、戸田都市計画生産緑地地区の変更（廃止）についての理由を示したものです。

【戸田都市計画における位置等】

今回変更する第37号生産緑地地区は、JR埼京線戸田駅から東へ約1.7km、第一種中高層住居専用地域内に位置しております。

【変更（廃止）の必要性】

生産緑地地区の主たる農業従事者が死亡したことによる市への買取り申出及び他の農業従事者へのあっせんがともに不調であったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区を変更（廃止）するものです。

【変更（廃止）の内容】

変 更 前		変 更 後		内 容
名 称	面 積	名 称	面 積	
第37号 生産緑地地区	約0.08 ha	—	—	行為制限の解除により地区を変更（廃止）する。

【関連する都市計画】

特になし

【上位計画での位置付け】

特になし